

## 浜坂病院 看護師・検査技師・薬剤師さん、募集中!

浜坂病院は医療環境の充実に必要とされる医療体制整備に取り組んでいます。現在、整形外科外来への対応は金曜日の黒田医師の診療と第2・第4火曜日の午後の完全予約診療を鳥取市立病院からの応援で提供するのみで、まだまだ、体制整備には至っていませんが、ご理解をお願いします。



一方、6月に二人の看護師さんが着任され、豊岡病院との連携により新人看護師さんへの教育プログラムを実施できる体制が整うとのことで、新規看護師採用も可能になります。唯、本町の医療体制(環境)の維持は行政や病院側の努力だけでは困難なため、我が町の存続可能なまちづくりを含む、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

### 河越の一般質問その他

6月議会でも、町民が参加する「ふるさと納税制度」の取組みを提案いたしました。

内容は、「北前船寄港地諸寄活性化」、「麒麟獅子舞保存」、「日本農業遺産：美方郡産但馬牛PR」等の活動や各地域の課題解決活動などを応援する受け皿を設けることです。住民が自らの町にふるさと納税することは問題ない(返礼無し)と総務省担当者から回答を得ています。

自らの関係活動への支援が得られること・自ら寄付できることは、活動の振興を多くの方が推進することにつなが

## どうなる? 巨大風力発電プロジェクト



6月議会においても、風力発電事業についての議論があり、地権者が土地利用にかかる権利を譲渡しないことだけが、事業阻止の絶対的切り札であるとの結論に達しました。町当局に対し、地元自治体としての事業への明確な反対行動をすべきとの意見が出されましたが、実質行動に関する答弁は得られませんでした。

り、寄付に対する税金控除制度である「ふるさと納税」に様々な形で町民が関わることになり、活動を継続・承継し易くなるものと考えています。やっと私の提案が活かされる条例改正に向けた動きになりそうです。



4月末、我が家のパセリからキアゲハが羽化し、珍しく3日ほど過ごしてから飛び立ちました。6月にはテングチョウが群れで現れ、年に一度の光景で、いやしのひと時を楽しみました。

### むだばなし

私のふるさと自習(1) 耕地整理される前の田んぼの井手(用水路)は、ほとんどが石積みでした。幼い頃から近所のおにいさんに連れられて、大小の井手でナマズやフナを捕まえて遊んでいました。同じ穴(井)にナマズがいて、捕まえても捕まえても、数日後には、新たなナマズがいて、不思議でした。稲刈りの時季になると井手の水が止められ、たくさんの魚が捕れました。そんな経験から、小学6年の時、石組みで小さな井手をせき止めてみました。



すると、びっくり!大ウナギが現れ、慌ててタモ網ですくいましたが、にゅると飛び出して田植え間もない博~さんげの田んぼに逃げ込みました。掴んでも掴んでも、手から外れました。何度も何度も逃げられるので必死になって、無我夢中でウナギに噛みつきました。すると、ウナギも観念してタモ網の中に納まってくれました。帰る途中、誰にも出会いませんでしたが、どや顔をして



いたに違いありません。その時、人生最初の大きな達成感を味わいました。ウナギは全長85センチで重さは650グラムあり、蒲焼きになりました。その大ウナギに小さな模様があることに初めて気づいたことから、図工で模様入りの木製ウナギを作りました。今も押し入れのどこかに、潜んで棲んでいることと思います。

河越忠志の町政報告は年、4回の発行を予定しておりますが、毎回の全戸的配布は困難なため、配布を希望していただける方は当方まで「ご住所、お名前」をお知らせください。また、ご意見等も、お待ちしております。

町政報告 2019年夏 第7号

# とち 栃の実 通信

(ただちゃん つうしん)



新温泉町議会議員

かわごえ

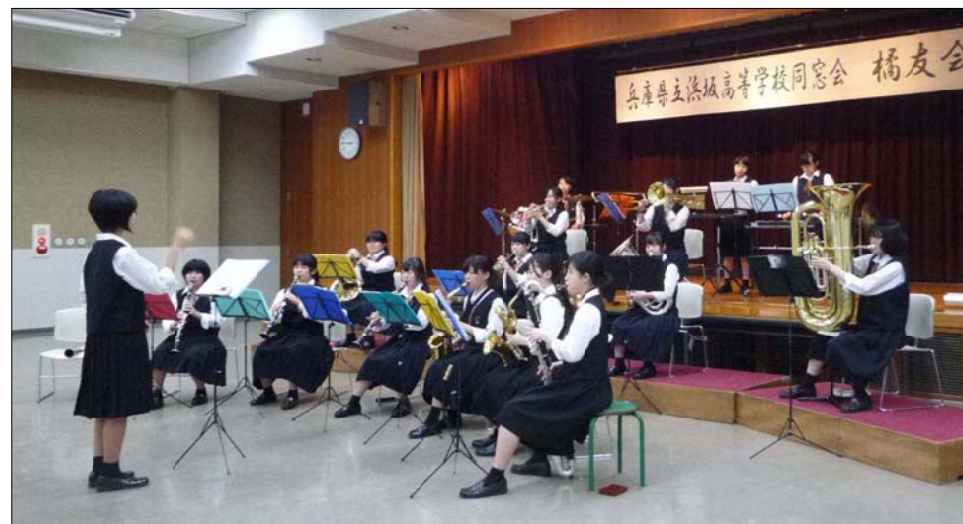
# 河越ただし

住民の幸せ追求が町政のつとめ

発行：河越 忠志

〒669-6801 新温泉町井土978-1 TEL0796-92-2428 FAX0796-92-2206

E-mail:take2428co@coffee.ocn.ne.jp http://take2428.com



感動的だった吹奏楽部の皆さんによるミニコンサート演奏!

6月22日(土)令和元年度浜坂高等学校橘友会(同窓会)総会に出席しました。高校の同窓会は懐かしいものですが、出席しづらい会員もいるため、執行部役員さんは大変ご苦労されています。

今年も吹奏楽部の皆さんに演奏を披露していただきました。町内の音楽会で春來小学校の皆さんの合唱を聞いて覚え、時々口ずさむ「春來峠」。吹奏楽の演奏では、何故か目頭が熱くなりました。

私は10年前に執行部役員を引退した後、浜坂高校の支援を主な目的とするNPO法人の設立に参加しました。

少子化の進む我が町にとって、魅力ある高校の存在は不可欠だと思ったからです。たとえ生徒数が減っても、一人

ひとりの夢の実現を支える教育を確保することが私たちの責任だと思っています。

今年から、浜坂高校は各学年とも2クラスになりました。そして、昨年度の新温泉町の新生児は60人余りと、各学年の定員にも満たない現状があります。

島根県の隠岐(おき)の島にある海士(あま)町が2008年にスタートした隠岐島前(とうぜん)高校の『教育魅力化プロジェクト』。生徒減少が続く高校がなくなると、まちはより一層衰退する。危機感を持った地域が、県立高校と一丸となって生徒のための学び場づくりを始めました。全国から生徒が集まる高校になり、2008年に89人だった生徒数は180人に増えています。これからの時代を生きていく若者に必要な力を高校と地域が本気になって育てる取り組みは沖縄県、北海道、広島県へと全国に広がっています。

### 望まれる浜高支援

多くの中学生や保護者に選ばれる高校にすること=「学びの場を魅力的にすること」「生徒一人ひとりに合った学習支援によって教育格差を解消すると共に21世紀を生きる力を養う高校にすること」例えば、浜高には無い部活で頑張りたいと考えている生徒に対してただ「地元に残れ」は酷です。

若者の夢と可能性は地域の宝です。地元の高校と民間が連携し、さらに町がその後押し(支援)をすることにより一人ひとりの願いに応えられる学びの環境が必要です。

### 浜坂高校時代の思い出

高校生だった頃、晴れた日には決まって、4、5人の仲間と共に海を眺めながら弁当を食べました。今、仲間の多くが町を離れ、それぞれ、各方面で頑張っています。





# 浜坂認定こども園整備提案 (一般質問)

## 安心・安全を確保できる現位置での改築提案



昨年の12月議会での子ども教育課の補正予算から、「現在の敷地を北か東方向に広げた場所に浜坂認定こども園を新築する予定」が見て取れます。

町長は、大雨により周囲の道路が冠水する危険への対策については、「警報等により、休園措置や事前の避難が可能」と表明されています。県の津波浸水想定図では、「現在の園の敷地への影響はない」と発表されたとはいえ、注記として「危険性を排除するものではない」と明記されています。それにも関わらず、町長から6月議会において、「津波については心配ない」との答弁がなされました。

町長は「改築場所の選定は、住民全体の意見集約の中で出てくる。」「検討委員会は公募委員を含む多くの団体代表者などで構成されており、民意

を代表していると考えている。」とも答弁されました。しかし、「発言しにくい雰囲気があった」との声も聞こえてきます。

新たに建築する公共施設が、子どもたちの「安心・安全」が保障されないまま、津波の心配は少ないとしても、異常気象の昨今、大雨でさえ「いざと言う時には避難しなければならない」、共働きが日常の今、「立地上、いつ何時休園になるかわからない」といった不安が残る中で、検討委員の皆様が本当に合意されたのか。「民意の代表」との責任を背負っておられることへの心配をしています。

幼い命に対する安心・安全への配慮のなさを感じます。

園前の道路の冠水は味原川改修後にも発生していますが、抜本的対策は非常に困難です。

それでも現地で改築を望む声が多いのであれば、別の「安心・安全」を確保することで応えるべきです。

そういった思いの下、現地に行って調べ、現位置の南西側への拡張であれば最大限の「安心・安全」が確保できるであろうことを確認いたしました。全域の用地取得ができなかった場合でも、味原小径の上空を通る通園デッキを設けることができれば、一定の「安心・安全」が確保できると考えています。以上、「災害時の避難施設になり得る浜坂認定こども園」整備について、先の6月議会で提案させていただきました。



拡張提案対象土地の現況



上空横断が可能な味原小径

浜坂認定こども園整備は、大庭認定こども園を含めた包括的な整備検討が必要であり、場所選定以外の整備内容についての課題も残されたままとなっています。早急かつ慎重な協議に基づく整備方針の決定が望まれています。

# 夢ホール耐震診断・耐震改修(補強計画) 評価(第三者機関チェック)の必要性について

1978(昭和53)年の宮城県沖地震による甚大な被害がきっかけとなり、建築物の耐震基準の大幅な改正が行われ、1981(昭和56)年6月1日に施行されました。耐震診断・耐震改修(補強)は、改正前の旧耐震基準により建てられた建物の耐震性能を診断した上で向上のための補強をほどこすものです。補強は、建築基準法とは別の耐震改修基準に基づいて施工し、その方法は、それぞれの建物の用途や状況に合わせて多様な方法で行います。そのため、多くの人が利用する建物については、耐震改修(補強)の方法等を第三者機関がチェックする制度が設けられています。

学校等の教育施設、国庫補助を得て改修する施設または建築面積などの一定の基準についての免除を受けようとする建物も官有民有に関わらず第三者チェックが必要とされています。

一方、耐震改修促進法は、改正後と同等の基準で建築された建物については、耐震診断や耐震補強を求めはしません。耐震改修(補強)を実施する際、第三者チェックについて法律やその他の規定で要求されていない場合には、建築主が建物の重要度に照らして、または経済性を考えて省略することは認められています。つまり、建築主(管理者)がその判断をすることになります。

## <夢ホールの耐震改修評価を求める理由>

- ①既存施設と同じ形で新築する場合には建築確認申請に加えて、特別の構造設計の審査を受けなければならない形状の建物であること。
- ②町民の多くが利用する施設であり、災害避難施設としても重要な機能が求められる施設であること。
- ③耐震診断結果においても、設計図書と異なった、かつ、通常の基準にない溶接方法で施工されていることが判明していること。
- ④事業メニュー(緊急防災減災事業債)で求められていないからといって、学校などの教育施設の耐震改修で必須とされている安全確認手続きを省くことは、行政責任の放棄であると考えられること。
- ⑤兵庫県建築防災センターの平成30年度耐震診断改修計画評価の実績において、任意で評価申請された施設は民間施設を含め27件中の14件で、その中には6件の公民館も含まれており、一般社会として、安全確認の要請が高まっていること。
- ⑥夢ホールの耐震改修は、設計者以外の誰も構造設計の内容をチェックしないまま発注され、工事が施工されることになること。

## <今後の対応提案>



現在発注済みの耐震改修実施設計は、現行どおり進め、並行して耐震診断改修計画の評価申請を行うことにより、万一、計画内容への指摘がなされたとしても、その後の修正は可能で、工事中であっても変更を加えることとする。指摘の有無に関わらず、安心・安全の保証が得られます。

生涯教育課が議会答弁で公表した「8割以上の類似施設が耐震改修評価手続きを行っていない」との調査結果は、全くの誤りで、調査したすべての自治体で、第三者により構造上の安心安全が確認された施設を提供していることが分かりました。

耐震改修(補強)の評価手続きを受けないことは、管理者が建物の安全性を軽視していることに他なりません。

人命に対する責任は誰にも取れません。だからこそ、行政は可能な限りの安全確認を行い、町民の命を守らなくてはならないと考えます。

設計者に責任を負わせることは、行政の怠慢として、結局、全責任を町が負うこととなります。

昨年来の再三の要請に対して、7億円超の大事業で数十万円の安心・安全確認手続きを拒否し続けてきたことは理解できません。建築行政上、容認されたとしても省略を推奨できるはずもなく、正当化する根拠は存在しません。